

空き家・老朽危険家屋及び空き地対策等 についての要望に対する回答

平成26年9月に行われた決算特別委員会において、全会派及び無所属委員全員により合意形成を図った「空き家・老朽危険家屋及び空き地対策等について」の意見・要望について、市長から回答がありました。

また、回答を踏まえ、政策等調整委員会において、今後の対応について議論をしました。（以下は要約）

要望 1

空き地対策については樹木に関する相談や対策を求める要望も多いことから、草刈条例の対象に加えられないか検討を深められたい。

回答

条例の見直しについては、国の特別措置法が施行され、空き家等が建っている場合はその敷地の樹木等についても法の対象とされたことや、市民からの相談、他都市における状況等を考慮すると、空き地の樹木等についても条例の対象とすることにより対応を図っていく必要があるものと考えている。

なお、草刈条例での対応の内容については、空き家等の敷地にある樹木等への対応内容との整合を図る必要があると考えられることから、条例の見直しについては、今後、特別措置法に関して施行される政令、国の基本指針等の内容を精査し、空き家等対策に係る条例化の検討と併せて行

っていくこととする。

要望 2

空き家・老朽危険家屋については、適正な管理を規定する条例の制定を早急に検討されたい。

また、老朽危険家屋等除却促進事業については、予算の拡充と自己資金の都合がつかない人への配慮を検討されたい。

回答

空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されたが、政令や基本指針が示されていないため、今後、示される政令等の内容を精査し、条例化の検討を行いたいと考えている。

老朽危険家屋等除却促進事業に係る予算については、来年度予算は拡充する。

なお、自己資金の都合のつかない人に対する配慮については、原則家屋等の管理責任は、その家屋等の所有者又は管理者にあり、様々な事情があるとはいえ、その責任を免れないことから、公費による補助についても本人の負担額を超えて補助することは適当ではないと考えている。

政策等調整委員会の議論

回答に対しては、予算の増額や条例化の検討もしており、現時点ではおおむね評価できる内容であり、今後の国の動向も含め、推移を見守るということで意見がまとまった。



委員会メモ



市制 100 周年記念事業

【総務委員会】

2月6日の委員会で、市制100周年記念事業について、本市は、大正6年3月1日の市制施行から、平成29年3月1日で100周年を迎えるため、平成27年度からプレイベントや事前PRを実施し、全市を挙げて機運の醸成を図る旨の説明がありました。

小・中学校のエアコン整備

【市民教育厚生委員会】

2月23日の委員会で、小・中学校空調設備設置計画案について、設置の基本的な考え方、導入スケジュール等の整理を行うものであり、新総合計画に基づき、平成28年度から3カ年程度で計画的に設置していく旨の説明がありました。

住宅用太陽熱利用システム 設置費補助事業

【都市環境経済委員会】

2月19日の委員会で、住宅用太陽熱利用システムの設置に係る費用の一部を補助し（実施時期は6月を予定）、住宅用太陽熱温水器の導入を促進することで低炭素社会の実現に寄与するものとして、同事業（案）を立ち上げる旨の説明がありました。

議会改革の取り組みを検証

【議会改革特別委員会】

市議会では、議会基本条例に基づき、年度末には議会改革の取り組みに関する検証を行っています。1年を振り返り、同条例の目的達成の進捗を図るものです。今後も同条例の目的を見失うことなく、住民福祉の向上につながる議会運営を心がけます。